

答申第 482 号
平成 27 年 3 月 17 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 27 年 3 月 17 日付け神戸市参区第 2325 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

多子世帯及びひとり親家庭向けプレミアム付商品券の発行に伴う
住民基本台帳データ等の提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 当該情報の提供については、多子世帯及びひとり親家庭向けプレミアム付商品券に係る割引引換券の送付にあたり、多子世帯からの申告を待つことなく、迅速かつ効率的な送付対象者の特定が可能となるため、市民サービス向上の観点から公益に資するものと認められるので妥当である。ただし、提供する情報は、別紙記載の情報に限る。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

多子世帯及びひとり親家庭向けプレミアム付商品券の発行に伴う
住民基本台帳データ等の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

個人番号
世帯番号
郵便番号
住所(漢字・コード)
世帯主氏名(漢字・カナ・アルファベット)
世帯主通称名(漢字・カナ)
氏名(漢字・カナ・アルファベット)
通称名(漢字・カナ)
生年月日
続柄

【DV被害等の支援者に関する情報】

個人番号
保護開始日
保護終了日

答申第 483 号

平成 27 年 3 月 17 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成27年3月17日付け神ここ第6293号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

多子世帯及びひとり親家庭向けプレミアム付商品券の発行に伴う
住民基本台帳データ等の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 当該情報の提供については、多子世帯及びひとり親家庭向けプレミアム付商品券に係る割引引換券の送付にあたり、多子世帯からの申告を待つことなく、迅速かつ効率的な送付対象者の特定が可能となるため、市民サービス向上の観点から公益に資するものと認められるので妥当である。ただし、提供する情報は、別紙記載の情報に限る。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

多子世帯及びひとり親家庭向けプレミアム付商品券の発行に伴う
住民基本台帳データ等の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【児童扶養手当受給世帯情報】

○受給者に関する情報

個人番号
福祉個人番号
認定番号
手当ランク
郵便番号
住所
居所
受給者氏名
生年月日
転入年月日
区・支所コード
本名
通称名
併記名

○対象児童に関する情報

個人番号
福祉個人番号
氏名
本名
通称名
続柄
生年月日
住所